

標題

2006 年の海上労働条約 (MLC, 2006) 実施に関する新造船検査について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0973  
発行日 2013 年 11 月 15 日

各位

2013 年 8 月 20 日に 2006 年海上労働条約が発効致しましたが、ご承知のように本条約 3.1 規則に規定された居住・娯楽施設に関する構造・設備要件の新基準については、当該発効日以降に建造される船舶に適用されることが規定されています。

弊会は、同条約要件を取り入れた本会規則「海上労働システム規則及び同検査要領」(日本籍船舶にあつては、「居住衛生設備規則及び同検査要領」を改正)を制定し、該当する船舶に対して同条約要件の適合検証の一環として居住・娯楽施設に関する構造・設備要件の適合について、製造中登録検査の一部として図面・書類審査及び現場確認検査を通して、その適合を確認させていただきます。

2006 年海上労働条約 (MLC, 2006) 実施に関する新造船検査の取扱いについて、添付の通りお知らせ致しますので、ご対応の程、宜しくお願い致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 安全管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: [smd@classnk.or.jp](mailto:smd@classnk.or.jp)

添付:

1. 2006 年の海上労働条約 (MLC, 2006) 実施に関する新造船検査について

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0973

添付 1.

## 2006年の海上労働条約(MLC, 2006)実施に関する新造船検査について

同条約の居住・娯楽設備の構造・設備要件(第3. 1規則)が適用される新造船の図面・書類審査・検査及びその取扱いについて、下記の通りお知らせ致します。

### 1) MLC, 2006における新造船検査について

新造船(2013年8月20日以降建造の船舶)には、同条約で要求される居住・娯楽設備の構造・設備要件が適用されます。

従って、当該船舶については、図面・書類調査における仕様上の要件適合確認に続き、現場における建造中検査での確認が要求されます。

### 2) 対象船の確認について

製造中船級登録検査申込書において当該新造船の起工日等を確認し、同条約の居住・娯楽設備の構造・設備要件の適用について確認します。

### 3) 提出図面について

-1 海上労働システム規則(2013年5月17日制定)において、同条約で要求される居住・娯楽設備の構造・設備要件の適合を確認できる図面及び書類(別添:リスト(例)参照)の提出を要求しています。(日本籍船舶については、居住衛生設備規則)

-2 就航後の船舶所有者殿の利便性を考慮し、建造造船所には、以下の何れかの図面(含む関連書類)を提出頂き、同条約要件適合の図面及び仕様上での確認を確保することとします。

(1) 条約要件を全て網羅した図面一式、又は、

(2) 従前より作成されている複数の図面を集約(関連項目を一覧として添付)したもの一式、又は、

(3) 従前から作成されている図面に加えて補完する追加の図面。

尚、上記(1)~(3)の何れの図面(含む関連書類)を提出するかについては、事前に建造造船所と担当支部・事務所で協議の上、ご判断下さい。

### 4) 図面の提出及び審査について

居住・娯楽設備の構造・設備要件の適合を確認できる図面の提出は、以下の通り特定の物にあつては本部材料艙装部(EQD)、その他のものにあつては、建造造船所所管の支部・事務所に図面審査のため提出下さい。

#### -1 本部における図面承認

旗国より図面承認が要求される国籍船舶(日本籍、シンガポール籍、ギリシャ籍、マルタ籍及び英国籍)については、本部 EQD において(従前どおり)図面審査員が図面承認を行い、「Approved(MLC, 2006の新造船の居住・娯楽設備要件)」を押印(本部承認)します。

#### -2 支部・事務所における図面審査:

特に旗国から図面承認を指示されていない上記以外の国籍船舶については、支部・事務所のMLC検査員又は船舶検査員が事前図面審査を行ないます。

-3 上記本部承認済又は支部審査済図面に基づき、建造中登録検査の一環として担当支部・事務所の船舶検査員又は MLC 検査員が現場確認検査を実施します。

5) 既に返却された図面について

上記 2)の支部・事務所による申込書確認時に当該船舶だけでなく、シリーズ建造船等についての適用について疑義がある場合には、本会担当支部・事務所に確認して下さい。

6) 承認図面の船上備置について

就航後の定期的検査及び旗国・寄港国検査時等の利便性を考慮し、上記 4)によって、本部又は支部・事務所において、審査された図面(又はその写し)を船上に保持することを推奨します。

7) その他

2006 年の海上労働条約(MLC, 2006)実施に関する新造船検査を実施する上で、その適用について、初期段階で出来る限りの混乱を避けるため、建造開始前又は建造初期の出来る限り早い段階で建造造船所と担当支部・事務所でキックオフミーティングを行って下さい。

以上

別添

要求される居住・娯楽設備の構造・設備要件の適合を確認できる図面及び書類リスト  
(例)

- (1) 船員室等及び旅客室の配置図及び要目
- (2) 居住衛生設備の諸管線図
- (3) 空調装置(暖房及び冷房)の要目
- (4) 天窓及び舷窓等の配置図
- (5) 寝台及び備品の配置図及び要目
- (6) 防音・防振措置の施工要領
- (7) 防水措置の施工要領
- (8) 昇降設備配置図、昇降設備の構造図、昇降設備の強力計算書、昇降設備の使用材料を示す書類及び昇降設備の使用方法を示す書類(昇降設備を備える日本籍船舶に限る。)

上記図面及び書類の名称は、一般的なものであり、同様の構造・設備を確認できる図面及び書類であれば、この名称の限りではありません。(現在、各造船所で使用されている図面(含む関連書類)の名称(呼称)で結構です。)